

## 4 注意点

- 印鑑は提出書類すべて同じものを使用してください（スタンプ印不可）。
- 同一種類の助成については、一つの建物に対して1回限りとなります（年度が替わっても一度助成を受けた種類の助成に対しては対象となりません）。ただし、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイクは、この限りではありません。
- 太陽光発電システムと蓄電池を併設する場合は、一方が既に設置済の場合、両方を同時に設置する場合のいずれも助成の対象とします。また、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）は太陽光発電システム同時に導入または既設の太陽光発電システムに併設することが助成の対象となります。対象機器は「3 助成対象機器等と助成金額」の表の欄外をご確認ください。
- 1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- 未使用品であること。
- 太陽光発電システムの最大出力、遮熱塗装等断熱改修の施工面積は小数点以下第3位を四捨五入します。
- 遮熱塗装等断熱改修、LED照明機器改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。
- 助成対象者が自ら設置工事等を行う場合には、助成対象物の本体及び資材に係る費用を助成対象経費とします。
- 見積りは複数の工事業者に依頼することをおすすめします。
- 国や都の補助制度との併用も可能です。

## 5 申込に必要な書類

かつしかエコ助成金交付申込書（第1-1号様式）の裏面をご覧ください。

設置工事前の申込となります。（建売住宅の場合は引渡し前）

※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイク、ゼロエネルギーハウス（ZEH）は購入後の申請となります。

⇒かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第7-2、3号様式）をご覧ください。（区ホームページからダウンロードしてください。）

- 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイク⇒第7-2号様式
- ゼロエネルギーハウス（ZEH）⇒第7-3号様式

## 6 設置完了後の手続き

機器等の導入完了後、**2カ月以内**に以下の必要書類を提出してください。

- ① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第7号様式）
- ② 対象機器等の設置にかかる、領収書の写し及びその内訳書の写し（原則として、申請者以外からの代理申請の場合は、領収書のほかに金融機関発行の振込控の写し）
- ③ 機器等の設置又は施工後の現況写真（建物全体と設置機器・施工箇所がわかる写真）
  - 太陽光発電システムの場合は、設置したパネルの枚数がわかること。
  - 遮熱塗装等断熱改修（高反射率塗装）の場合は、施工中、施工後及び使用塗料空缶の写真等をご提出ください。
- ④ 申請者が設置した住宅に居住していることを確認できるものの写し（保険証、運転免許証、住基カード等のコピー、住民票の写し（原本）などで住所とお名前の記載があるもの。）  
※保険証の場合は、被保険者等記号・番号等にマスキング（黒塗り等）をしてください。
- ⑤ 太陽光発電システムの場合は、「接続契約のご案内」の写し等、電力会社との電力受給契約の内容がわかる書類
- ⑥ かつしかエコ助成金交付請求書（第10号様式）

## 令和3年度 個人住宅用 かつしかエコ助成金のご案内

◆集合住宅や事業所への導入については、「集合住宅用」または「事業所用」をご覧ください。

### 1 申込受付期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

- 一部を除き設置工事前の申込です。  
詳しくは「3 助成対象機器等と助成金額」をご確認ください。
- 工事完了後は**2カ月以内**に設置完了報告書類を提出してください。

### 2 助成対象者

次の要件をすべて備えた方になります。

- (1) 区内の自ら居住し、又は居住する予定の住宅に、新たに対象機器等を導入（リース・レンタルは除く）する個人の方で、原則として世帯主とする。
- (2) 令和2年度の特別区民税・都民税を滞納していないこと。（平成31年1月から令和元年12月未までの所得）
- (3) 賃貸住宅又は使用貸借住宅の場合は、住宅の所有者から対象機器等を導入することについて同意を得ていること。
- (4) 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (5) 同じ種類の機器等に対して、既にかつしかエコ助成金制度等に基づく区の助成を受けていないこと。
- (6) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (7) 住宅の販売又は譲渡を目的としていないこと。
- (8) 太陽光発電システムの場合は、申込者が電灯契約を結ぶこと。
- (9) 助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。（キャッシュバックがあった場合、助成金を返還していただくことがあります。）

<申請及び問い合わせ先>

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所4階410番窓口）

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

電話：03-5654-8228 または 03-5654-8531

FAX：03-5698-1538

3 助成対象機器等と助成金額

対象機器等	申込の時期	要件	助成金額
太陽光発電システム	設置工事前 (対象設備が 付帯する新築 建売住宅を購 入する場合は 引渡し前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の上屋等に設置する機器で、太陽電池の最大出力合計が1kW以上10kW未満のもの又は太陽電池の最大出力合計が10キロワット以上のものであって、パワーコンディショナーで10キロワット未満に最大出力を制御するもの</li> <li>財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。</li> </ul>	1kW当たり80,000円(限度額400,000円) ※蓄電池併設の場合は助成額全体に50,000円を加算
家庭用燃料電池 (エネファーム)		燃料電池コージェネレーションシステムであって、以下の要件を満たすものであること。 ①1台当たりの発電能力が定格出力0.3kWから1.5kWまでの間であること。 ②貯湯容量が20リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 ③JIS基準(JISC8823)に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。	1台まで 50,000円
蓄電池		経済産業省又は環境省が、実施する又は実施していた以下のいずれかの事業において、当該事業の執行団体が指定しているもの。 経済産業省：住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業 環境省：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業、戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業、建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省CO <sub>2</sub> 化促進事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)、集合住宅の省CO <sub>2</sub> 化促進事業	助成対象経費の1/4(限度額200,000円) ※太陽光発電システム併設の場合は助成額全体に50,000円を加算
ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)		<ul style="list-style-type: none"> <li>電気の使用量を自動的に計測して管理できる機器であって、一般社団法人エコネットコンソーシアムのECHONET Liteを標準的なインターフェースとして搭載しているものであること。</li> <li>新設の太陽光発電システムと同時に導入又は既設の太陽光発電システムに併設すること。</li> </ul>	助成対象経費の1/2 上限2万円
遮熱塗装等断熱改修 ※新築は対象外	設置工事前	① 屋根・屋上・壁等における高反射率塗装等 高反射率塗料等においては、国内の第三者機関における日射反射率が50%以上又は同等以上の性能であること。 ② 窓における遮熱塗装等 日射調整フィルム及びコーティング材においては、国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/(m <sup>2</sup> ・K)未満(コーティング材の場合は6.0W/(m <sup>2</sup> ・K)以下)であり、かつ日射調整性能について、適切な対候性が確認されている製品とする。※可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数0.8未満とする。 ③ 断熱改修(外壁、屋根・屋上、天井、床、窓) 外壁、屋根・屋上、天井、床の断熱改修においては、住宅金融支援機構の「断熱等性能等級4(フラット35S)技術基準」に規定する断熱材の厚さの基準以上、窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が4.0(W/m <sup>2</sup> ・K)以下を満たすものであること。	①については、助成対象経費の1/4又は施工面積(m <sup>2</sup> )×1,000円(助成単価)のいずれか小さい額 ②については、助成対象経費の1/4又は施工面積(m <sup>2</sup> )×3,000円(助成単価)のいずれか小さい額 ③については、助成対象経費の1/4 (①～③合わせて限度額200,000円)
LED照明機器(助成対象経費が10,000円以上の改修) ※新築・新規設置は対象外		LED照明機器で、直管型の蛍光灯から照明器具とランプが一体となっている又は照明器具及びランプの双方を交換する、消費電力の削減につながるもの。(ランプのみの交換の場合は不可)	助成対象経費の1/2又は1灯あたり10,000円(助成単価)のいずれか小さい額(限度額50,000円)
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイク	要件となる補助金の交付決定後	経済産業省が実施する又は実施していた次の事業における、補助対象車両として、当該事業の執行団体が指定する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、側車付二輪自動車・原動機付自転車、ミニカー、超小型モビリティで、同団体より補助を受けた車両で、平成25年4月1日以降に購入したもの 対象となる事業：クリーンエネルギー自動車導入促進補助金、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金、クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金 ◆使用の本拠の位置が葛飾区内であること。(「使用の本拠の位置」とは、自動車検査証に記載された使用の本拠の位置のことです。)	国の補助事業(左記)における交付額の1/4(限度額250,000円)
ゼロエネルギーハウス(ZEH)		経済産業省又は環境省が実施する又は実施していた次の事業において、補助対象住宅として、当該事業の執行団体より補助を受けた住宅で、平成29年4月1日以降に工事が完了し、又は引渡しを受けたもの 経済産業省：住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業 環境省：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業、戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)	国の補助事業(左記)の補助額の1/4で1戸まで(限度額300,000円)

・既設の太陽光発電システムの要件(蓄電池、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)を新設する際)：次の①～③のいずれかに該当すること ①令和3年度の太陽光発電システムの要件に該当するもの ②かつしかエコ助成金(平成24年度～)で助成を受けたもの ③財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの

・既設の蓄電池の要件(太陽光発電システムを新設する際)：次の①、②のいずれかに該当すること ①令和3年度の蓄電池の要件に該当するもの②かつしかエコ助成金(平成24年度～)で助成を受けたもの